

裁判についてのQ&A

Q1 誰でも原告になれますか？

すべての原発を止める一環として玄海原発を止めることに賛同する方は誰でも原告になれます。政党や宗教、思想は問わず、個人の資格で原告になるものとします。九州以外にお住まいの方、20歳未満の方も原告になれます（20歳未満の方が原告になる場合は、訴訟委任状の記載方法をお尋ねください。）。

Q2 原告になる手続を教えてください。

原告参加申込書に必要な事項を記入して、訴訟委任状と一緒に下記に郵送のうえ、原告参加費用5000円を下記口座にお振り込みください。申込書等は、大橋法律事務所までお電話メールでお問い合わせください。

申込書等ダウンロード <http://www.ohashilo.jp/no-genpatsu.html>

【送付先】 〒815-0033 福岡市南区大橋1-8-19プロベニオ大橋6階
大橋法律事務所 弁護士 後藤富和

【振込先】

■ゆうちょ銀行（振替口座）*別添の払込用紙をご利用ください

・口座記号番号 01790-9-163735 加入者名 後藤 富和（ゴトウ トミカズ）

・ゆうちょ銀行以外から振り込みされる場合

店名 一七九（イチナナキュウ）店 当座預金 口座番号 0163735

■福岡銀行 大橋支店 普通預金 口座番号 2782682

名義 原発なくそう 九州玄海訴訟 弁護士 後藤 富和

（ゲンパツナクソウ キュウシュウゲンカイソショウ ベンゴシ ゴトウ トミカズ）

Q3 原告になったら、原告になったことが他の人にもわかりますか？

一般的に公表されることはありませんが、被告の国や九州電力には原告になったことが知られます。裁判は応援したいけど色々な事情で原告になれない方は、カンパでの応援をお願いいたします（詳しくはQ6.7を）。

Q4 原告になったら、何をすればいいのですか？

裁判所に私たちの声を届けるためにも、ぜひ裁判の傍聴にお越しください。ただ、裁判に来ることは義務ではありません。

Q5 原告になるのにお金はいりますか？

原告参加申込み時に参加費用5000円が必要です。この5000円は裁判所に提出する訴状に添付する印紙代等に充てられますので、訴訟提起後に原告団をやめられても、参加費用はお返しできません。

Q6 原告にはなれないけれど、他にできることはありますか？

あります。裁判は、印紙代の他に、印刷費、交通費などの諸経費が多くかかります。みなさんの金銭的な支援が必要です。1口1000円からカンパを受け付けています。

カンパの送金先口座はこちらです。

西日本シティ銀行 佐賀支店 普通預金 No.1351126 弁護士稲村蓉子（べんごし いなむらようこ）

Q7 もっと裁判の応援をする方法がありますか？

あります。裁判には多額のお金が必要です。「玄海原発訴訟を支える会」の会員になることで金銭的な応援が出来ます。会員には正会員と維持会員2種類があります。年会費は、正会員が3000円、維持会員が1万円です。原告も原告以外も会員になれます。お申込みは佐賀中央法律事務所までご連絡下さい。

「玄海原発訴訟を支える会」の年会費の送金先口座（ゆうちょ銀行）はこちらです。

【ゆうちょ銀行間で振り込む場合】

記号・番号 01760-6-90732

名義人 玄海原発訴訟を支える会（げんかいげんぱつそしょうをささえるかい）

【他銀行から振り込む場合】

店名 一七九店（179） 当座 口座番号 0090732

Q8 その他のわからないことはどこに聞けばいいですか？

弁護団HP（<http://no-genpatsu.main.jp/>）をご覧ください。また、お電話での問い合わせは大橋法律事務所（担当：後藤 TEL092-512-1636）またはgoutou@ohashilo.jpへ。